

| 相手国政府・相手国際機関 (注1) | 名 称 | 協 力 の 目 的 及 び 内 容 | 贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2) | 署名日 (効力発生日) (注3) | 署 名 者 | 告示日 告示番号 (注4) |
|----------------------|--|--|-------------------------|------------------------------------|---|---------------------|
| トンガ | トンガ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の交換公文 | 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入 | 150,000千円 ----- | 2022.5.27 ヌクアラロ フアアで (同日) | 日本側 宗永健作在トンガ大使 トンガ側 フアアカゲアメイ リクケ首相 | 2022.12.8 407号 |
| トンガ | トンガ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の交換公文 | 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入 | 150,000千円 ----- | 2022.8.12 ヌクアラロ フアアで (同日) | 日本側 宗永健作在トンガ大使 トンガ側 フアアカゲアメイ リクケ首相 | 2022.12.8 405号 |
| トンガ | トンガ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の交換公文 | 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入 | 500,000千円 ----- | 2022.8.12 ヌクアラロ フアアで (同日) | 日本側 宗永健作在トンガ大使 トンガ側 フアアカゲアメイ リクケ首相 | 2022.12.8 406号 |
| トンガ | トンガ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の交換公文 | 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入 | 423,000千円 ----- | 2022.9.27 ヌクアラロ フアアで (同日) | 日本側 宗永健作在トンガ大使 トンガ側 サミウ・クイイタ ・フアア首相代行 | 2022.10.18 353号 |

無償資金協力取極の修正に関する取極

| 相手国政府・相手国際機関 (注1) | 名 称 | 修 正 の 内 容 | 署名日 (効力発生日) (注3) | 署 名 者 | 告示日 告示番号 (注4) |
|----------------------|---|--------------------------|------------------------------------|--|---------------------|
| トンガ | 全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画のた めの贈与に関する令和三年四月二十七日付けの取極の修正 に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の交換公文 | 贈与の限度額を「3,294,000千円」に改める | 2022.8.12 ヌクアラロ フアアで (同日) | 日本側 宗永健作在トンガ大使 トンガ側 フアアカゲアメイ リクケ首相 | 2023.3.7 102号 |

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。